

「甲府市空き家バンク活用促進助成金制度の開始」及び 「木造住宅の耐震改修に係る補助制度の拡充」について

甲府市空き家バンク活用促進助成金制度 (令和6年4月1日運用開始)

令和5年7月に対象地域を市内全域とする制度の拡充をした甲府市空き家バンクについて、更なる空き家バンクの活性化を図るとともに、甲府市立地適正化計画に定める居住誘導区域への居住誘導や、子育て世帯等(子育て世帯、新婚世帯、移住世帯)の市内への居住促進など複合的な施策を展開するために、空き家バンクにおける売買契約に対して助成金を交付する。

Point

- 甲府市空き家バンク掲載物件を売買した場合に、
- 売り主に対して、**売却に係る各種経費の一部を助成**
 - 買い主**自身が居住するために改修する費用の一部を助成** (5年以上居住等要件あり)



概要

空き家バンク物件の売り主

【助成対象経費】

売買契約に係る各種経費

- ・ 所有権移転登記にかかる費用
- ・ 動産の処分費用
- ・ 不動産売買仲介手数料 など

【助成額】

助成対象経費の2分の1 **上限10万円**

空き家バンク物件の買い主

【助成対象経費】

自身が居住するための改修工事費用

【助成額】

- ・ 助成対象経費の3分の1 **上限30万円**
- ・ 物件が**居住誘導区域内**または
買い主が**子育て世帯等** **上限40万円**
- ・ 物件が**まちなかエリア内**または
物件が**居住誘導区域内**かつ買い主が**子育て世帯等** **上限50万円**

問い合わせ先：まちづくり部 空き家対策課 055-237-5350

木造住宅の耐震改修に係る補助制度 (令和6年4月1日制度拡充)

大規模地震による木造住宅の倒壊等から市民の生命及び財産等を守るため、耐震診断や耐震改修に要する費用に対し支援を行ってきたところであり、今般の能登半島地震における被災状況を踏まえ、更なる耐震化の促進を図るため、耐震改修に係る補助制度を拡充する。

拡充内容

Point

- 木造住宅の耐震改修等における**補助上限額の拡充**
- 木造住宅の耐震シェルター設置における**補助上限額の拡充**



耐震改修等に要する費用に補助

上限額：100万円 → **125万円**

耐震シェルター設置に要する費用に補助

上限額：24万円 → **36万円**

問い合わせ先：まちづくり部 建築指導課 055-237-5828